住民税均等割のみ課税世帯等の皆さまへ 山梨県独自の支援金です 🔱



物価高騰対策緊急生活支援金

1世帯当たり30,000円支給のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰対策緊急生活支援金(1世帯あたり30,000円)は、住民税 均等割のみ課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変 のあった世帯等を支援する新たな支援金です(国が実施する「電力·ガス·食料 品等価格高騰緊急支援給付金(5万円)」の対象世帯は対象外となります)。
- **)給付金を受給するためには、手続きが必要です。**

支援金の支給額

1世帯あたり 30.000円

支援金の支給時期

県(事務局)が申請書を 受理した日から4週間後が目安です。

支給対象

支給対象となる世帯

世帯全員が 令和4年度 住民税

「均等割のみ課税」の世帯 又は

「非課税 |と「均等割のみ課税 | で構成される世帯

令和4年10月から12月までの収入が減少し 「住民税均等割のみ課税相当 | の収入となった世帯 (家計急変世帯と言います)

- ※基準日(令和4年9月30日)に山梨県内の市町村に住民票のある世帯
- ※国が実施する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円) | の対象世帯は対象外
 - →住民税非課税世帯、家計急変世帯(住民税非課税相当)の場合は対象外です

申請期間:令和5年1月10日(火)~令和5年5月31日(水)

【申請書配布先】山梨県内の郵便局

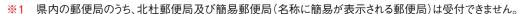
(北杜郵便局及び簡易郵便局を除く)、 市町村、市町村社会福祉協議会 など 申請が必要です



詳しくは裏面へ

支援金の支給手続き

- 基準日(令和4年9月30日)時点で山梨県内の市町村に住民票がある世帯
- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付資料と一緒に、事務局に郵送又はお近くの郵便局(※1)にご提出ください。





Ι

世帯全員が、 令和4年度 住民税 均等割のみ課税の世帯 又は

非課税と均等割のみ課税で構成される世帯

【添付書類】

- ○世帯全員の住民票(マイナンバーの記載不要) ○世帯全員の課税証明書(18歳未満不要)
 - Ⅲ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税均等割のみ課税相当(※2)となった世帯(家計急変世帯)

【添付書類】

- ○世帯全員の住民票(マイナンバーの記載不要) ○世帯全員の課税証明書(18歳未満不要)
- ○簡易な収入(所得)見込額の申立書 ○任意の1か月の収入を確認できる書類の写し(コピー)
- ※2 住民税均等割のみ課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年10月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が 住民税均等割のみ課税水準以下であること(※3)を指します。

収入の目安	扶養している親族の状況	均等割のみ課税相当収入限度額		
		給与収入のみの方	年金収入のみの方(65歳以上)	年金収入のみの方(65歳未満)
	単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円	155.0万円	105.0万円
	配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	170.0万円	222.0万円	172.0万円
	配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	221.4万円	257.0万円	207.0万円
	配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	271.4万円	292.0万円	242.0万円
	配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	321.4万円	327.0万円	277.0万円

※3 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



物価高騰対策緊急生活支援金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、 お住まいの市町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

山梨県_物価高騰対策緊急生活支援金給付事業事務局

0120-355-580 受付時間: 9:30~17:30

(令和4年12月29日から令和5年1月3日を除き土日祝日を含む)



お気軽にお問い合わせ

ください

